

# 1月広報カレンダー

- 5 土** ・新春かるた大会  
〔午後2時～：田沼図書館〕  
→広報さの12月15日号 P. 9
- 6 日** ・平成24年度佐野市消防出初式  
〔午前10時45分～：県道桐生・岩舟線  
まちなか活性化ビル「佐野未来館」北側〕
- 12 土** ・もちつき大会  
〔午前10時～：南児童館〕  
→広報さの12月15日号 P. 7
- 13 日** ・佐野市成人式  
〔午前9時50分～：文化会館、田沼中央公民館、  
葛生あくとプラザ〕
- ・おりがみ遊び教室  
〔午後2時～：こどもの国〕  
→広報さの12月15日号 P. 7
- 14 祝** ・新春正月遊び大会  
〔午後1時～：こどもの国〕  
→広報さの11月15日号 P. 7
- 27 日** ・佐野かるた遊び教室  
〔午後2時～：こどもの国〕  
→広報さの12月1日号 P. 7

## まちづくりの基本ルール

### 「自治基本条例」その1

■行政経営課 ☎(20) 3005

#### 自治基本条例とは？

まちづくりの基本ルールを条例として定めるものです。一般的には、市政運営の基本理念や仕組みなど、まちづくりに関する市民や議会、行政の役割や責務について定義されています。現在、全国200を超える市区町村において、地域の特色を活かした条例が制定されています。

#### なぜ自治基本条例が必要なのか？

地方分権の時代において、これからの自治体は、自らの力で地域の実情に合った運営を行っていかねばなりません。

そこで、自立した市政運営や市民が参画する市政運営のための基本的な考え方を自治基本条例として制定する必要性が高まっています。

佐野市においても、これから自治基本条例について市民の皆さんとともに考えていきたいと思えます。

郷土の被害関係者は正造の

「まんが田中正造」の原画  
パネルを佐野市立図書館に  
て、12月26日(水)まで展示して  
います。ぜひご覧ください。

「田中正造の生涯」⑨  
■天皇への直訴(上訴)その2  
明治34年12月10日、正造は  
天皇に直訴  
を執行しま  
した。幸徳  
秋水が執筆  
した直訴状  
は、流れる  
ような名文  
ですが、正  
造により訂  
正や加筆を  
され、捺印  
されています。文章の流れや  
調子を壊しても訂正し、気持  
ちや状況を伝えようとした正  
造の誠実さを知ることができ  
ます。また、正造は直訴一週  
間後にカツ夫人へ書簡を送っ  
ています。そこには、正造決  
死の覚悟と、病身の夫人に対  
する温かい思いやりが示され  
ています。



新聞に掲載する直訴

「この下流は如何に惨状なら  
ずや、鉅毒の田畑に侵入し、  
荒畑となりし幾万坪ぞ」とあ  
り、鉅毒事件への思いが記さ  
れています。さらに正造が設  
立した平民倶楽部(のち両毛  
学寮)には第四中学卒業生が  
正造と共に下宿し、その恩恵  
を受けながら勉強しました。  
(郷土博物館「田中正造」  
パンフレットより)

郷土においては、直訴の年  
(明治34年)4月、佐野に栃  
木県立第四中学校(現・佐野  
高等学校)が誕生しました。  
正造の書簡には、学校創立に  
まつわる諸問題が明確に記載  
されています。

当時の中学生の作文には、



啄木の歌碑  
(惣宗寺)

直訴を伝え聞き、見舞金を集  
め上京慰問しました。当時盛  
岡の中学生だった石川啄木  
は、直訴の報を伝え聞き、「夕  
川に葦は枯れたり血にまどふ  
民の叫びのなど悲しきや」と、  
短歌にその思いを託しまし  
た。

#### 第9回

「シリーズ 田中正造」  
「没後100年を迎えて」



■問合せ 田中正造翁没後百年顕彰事業推進室 ☎(22) 8832 URL <http://www.city.sano.lg.jp/shozo-ou/>

